

香川大学医学部薬理学教室同門会会則

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、香川大学医学部薬理学教室同門会と称する。

(設立年月日)

第 2 条 本会の設立年月日は、平成 24 年 4 月 1 日とする。

(事業所)

第 3 条 本会の事務所は、香川県木田郡三木町池戸 1750-1 香川大学医学部薬理学教室に置く。

(目的)

第 4 条 本会は、香川大学医学部薬理学教室（以下「教室」という。）の発展に寄与するとともに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総会の開催
- (2) 会誌の発行
- (3) 教室が主催する行事の後援
- (4) その他、第 4 条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員資格)

第 6 条 本会の会員は、名誉会員、普通会員、準会員ならびに賛助会員とする。

2 普通会員とは、次に掲げる者をいう。

(1) 教室に在籍している者

[在籍とは必ずしもスタッフであることを意味しない（大学院生、研究生として研究した者などを含む）]

(2) 教室に在籍したことがあり、薬理学に関連する業務に従事している者

(3) 教室に在籍したことがあり、前項以外の者で、本人が入会を希望する者

3 名誉会員とは、香川大学医学部薬理学教室の現教授及び元教授、または本会のため特に功労のあった者で、総会の承認を受けた者をいう。

4 賛助会員とは、本会の目的に賛同する医療機関で、理事会の承認を受けた者をいう。

5 準会員とは、教室に関連する学生、事務補佐員、外国人研究者、技能補佐員などをいう。

(会費の納入)

第 7 条 名誉会員、普通会員ならびに賛助会員は、別に定める規程により、会費を納入しなければならない。

(退会)

第 8 条 普通会員、賛助会員、準会員は、本会に退会を申し出ることにより、退会することができる。

(除名)

第 9 条 会長は、本会の名誉を傷つけ、また本会の目的に反する行為があったと判定され、理事会、

幹事会の議を経て、総会の承認後にその者を除名することができる。

- 2 除名の決定には、理事会、幹事会の議を経て総会の承認を必要とする。

第3章 役員等

(役員の種類)

第10条 本会に、役員として、会長1名、副会長2名、理事、幹事若干名、監事1名を置く。

- 2 役員を選出に関し必要な事項は、別に定める。

(役員の職務)

第11条 本会の役員の職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐して会務を掌理し、会長に事故ある時は、会長の職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
- (4) 幹事は、幹事会を組織し、会の重要事項を審議する。
- (5) 監事は、会務ならびに会計を監査する。

(役員任期)

第12条 役員任期は1年とし、重任を妨げない。ただし、最大任期を10年とする。

- 2 役員に欠員を生じたときの補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局員)

第13条 本会に、事務局長ならびに事務局員を置く。

- 2 事務局長は、香川大学医学部薬理学教授をもって充て、本会の事務を統括する。
- 3 事務局長は、教室の事務補佐員を事務局員として委嘱する。

第4章 会議

(会議の種類)

第14条 本会の会議は、次に掲げるものとする。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 幹事会

(総会)

第15条 総会は、定例会及び臨時会とする。

- 2 総会は、普通会員をもって組織し、会長が召集する。
- 3 定例会は、毎年1回開催しなければならない。
- 4 臨時会は、会長が必要と認めるとき、あるいは監事から請求があったとき開催する。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決する。
- 6 名誉会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会)

第16条 理事は、理事会を組織し、本会の会務を執行する。

- 2 理事会は、必要に応じて会長が召集する。
- 3 理事会は、2分の1以上の理事の出席をもって成立する。

- 4 理事会の議事は、出席理事の過半数をもってこれを決する。
- 5 監事、事務局長及び名誉会員は、理事会に出席し、意見を述べるができる。
- 6 会長は、必要に応じ理事会に会員および会員以外の出席を許可でき、出席者は意見を述べるができる。

(幹事会)

- 第 17 条 幹事会は、必要に応じて会長が召集する。
- 2 理事会は、幹事の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。
 - 3 幹事会の議事は、出席幹事の過半数をもってこれを決する。
 - 4 監事、事務局長および名誉会員は、幹事会に出席し、意見を述べるができる。
 - 5 会長は、必要に応じ幹事会に会員および会員以外の出席を許可でき、出席者は意見を述べるができる。

第 5 章 会 計

(会計年度)

- 第 18 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(経費)

- 第 19 条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入金をもって充てる。

(会費)

- 第 20 条 本会の会費について必要な事項は、別に定める。

(寄付金)

- 第 21 条 会長は、必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、会員に対して寄付を求めることができる。

(予算)

- 第 22 条 会長は、毎会計年度の始まる前に、当該年度の予算を調整し、理事会、幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

(決算)

- 第 23 条 会長は、毎会計年度の終わりに当該年度の経理状況を取りまとめた決算書を作成し、財産目録等必要な書類とともに、監事の監査及び総会の承認を受けなければならない。

第 6 章 雑 則

(細則の制定)

- 第 24 条 この会則の施行に関し必要な事項は、この会則に特別の定めのあるものを除くほか、別に定める。

(会則の変更)

- 第 25 条 この会則の変更は、理事会、幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この会則は、平成 25 年 4 月 1 日から施工する。

香川大学医学部薬理学教室同門会役員選出細則

(総則)

第 1 条 本細則は、香川大学医学部薬理学教室会則第 10 条第 2 項ならびに第 24 条の規定により、同門会役員を選出に関して必要な事項を定める。

(会長)

第 2 条 会長は、理事の互選により候補者を決定し、総会の承認を得る。

(副会長)

第 3 条 副会長は、会長が理事の中から選出し、総会の承認を得る。ただし、副会長のうち 1 名は、香川大学の理事より選出するものとする。

(理事)

第 4 条 理事は、幹事の中から選出する。

(幹事)

第 5 条 幹事は、普通会员の中から選出する。

2 幹事の定数は、4 名以内とする。

(監事)

第 6 条 監事は、普通会员から、理事会で選出し、理事会、総会の承認を得る。ただし、監事は、香川大学の普通会员から選出するものとする。

(名誉会員)

第 7 条 名誉会員は、理事の推薦により、理事会で選出し、総会の承認を得る。

(雑則)

第 8 条 本細則のほか、役員選出等に関し必要な事項は、理事会で決定する。

(変更)

第 9 条 本細則の変更には、理事会の議決を必要とする。

附 則

1 本細則は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

香川大学医学部薬理学教室同門会会費細則

(定義)

第 1 条 本細則は、香川大学医学部薬理学教室同門会（以下「同門会」という。）会則第 20 条ならびに第 24 条の規定に基づき、同門会会費（以下「会費」という。）に関して必要な事項を定める。

(会費)

第 2 条 名誉会員、普通会员の会費は、年 10,000 円とする。

2 准会員の会費は、年 5,000 円とする。

3 賛助会員の会費は、年 50,000 円とする。

4 満 65 歳以上の普通会员は、届出による事務手続きを行った場合、会費を免除する。

(会費の徴収)

第 3 条 会費の徴収は、同門会事務局が行う。

(会費の免除)

第 4 条 準会員の会費は免除する。

(雑則)

第 5 条 本細則に定めるほか、会費に関して必要な事項は、理事会、幹事会の議を経て、総会で決定する。

(変更)

第 6 条 本細則の変更には、総会の承認を必要とする。

附 則

1 本細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施工する。

香川大学医学部薬理学教室同門会経費に関する内規

(定義)

第 1 条 本内規は、会則第 24 条の規定に基づき、本会の経費について定めるものとする。

(経費の種類)

第 2 条 本会の経費は、通常経費と特別経費に区分する。

2 通常経費とは、同門会の運営に必要な経費であり、事務費、会誌の発行費、総会の開催費等をいう。

3 特別経費とは、前項に規定する以外の経費であり、会員の慶事、不慮の災害ならびに入院、弔事に際して必要な経費等をいう。

(慶事の定義)

第 3 条 慶事とは、会員の結婚ならびに公に認められている賞の受賞をいう。

2 前項の公に認められている賞とは、香川大学あるいは学会などから贈呈される学術に関する賞をいう。

(結婚)

第 4 条 本会は、会員の結婚に際し、祝電などをもって慶意を表すものとする。

2 補助の額は、50,000 円を限度とする。

(受賞)

第 5 条 本会は、会員が本細則第 3 条第 2 項に規定された賞を受賞したときは、賞状をもって慶意を表すものとする。

(見舞の定義)

第 6 条 本会は、会員が 1 ヶ月以上の入院をしたとき、会員に対してお見舞いをする。

2 見舞金は、30,000 円を限度とする。

(弔意の範囲)

第 7 条 本会は、会員、会員の配偶者、子、両親の死亡に際し、弔意を表す。

(会員の死亡)

第 8 条 会員が死亡したときの弔意は、供花、弔慰金 (30,000 円を限度) ならびに弔電とする。

(配偶者、子の死亡)

第 9 条 会員の配偶者ならびに子が死亡したときの弔意は、供花ならびに弔電とする。

(親の死亡)

- 第 10 条 会員の親が死亡したときの弔意は、供花ならびに弔電とする。
2 会員の配偶者の親が死亡したときの弔意は、供花ならびに弔電とする。

(委任)

- 第 11 条 この内規に定めるもののほか、特別経費の支出を必要とするときは、幹事会が決定する。

(変更)

- 第 12 条 この内規の変更は、幹事会の議を経て行う。

附 則

- 1 この内規は、平成 25 年 4 月 1 日から施工する。
- 2 この内規は、平成 28 年 2 月 1 日から改正する。